

入札説明書（郵便入札方式）

この入札説明書は、公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する東日本大震災・原子力災害伝承館常設展示翻訳業務に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を簡易書留郵便により郵送する郵便入札方式により行うものとする。

- 1 発注者（契約権者）
公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 齋藤 保
- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式。以下「確認申請書」という。）を下記5(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
- 5 入札書等の提出期限等
 - (1) 確認申請書の提出期限及び提出場所
 - ア 期限 令和6年9月6日（金）17時
 - イ 場所 東日本大震災・原子力災害伝承館
なお、申請書類は郵便可とする（提出期限消印有効）。
〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田 39
公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
東日本大震災・原子力災害伝承館 企画事業部 事業課
TEL：0240-23-4402
 - (2) 入札書の提出期限・開札の日時及び場所
 - ア 入札書提出期限 令和6年9月11日（水）17時
 - イ 開札日時 令和6年9月12日（木）13時30分
 - ウ 開札場所 東日本大震災・原子力災害伝承館内
- 6 入札書の提出方法
 - (1) 入札書は、指定の入札書（第3号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(2)で指定する日時及び場所へ簡易書留郵便により郵送すること。
 - (2) 入札書を郵送（簡易書留郵便に限る。）する際は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
 - イ 「常設展示翻訳業務」の入札書在中
なお、電報・伝送その他の方法による入札は認めない
 - (3) 入札書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ア 落札の決定にあつては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者で

あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職と氏名を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納入しなければならない。
- (2) 入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。
- (3) 入札保証金の納入は、入札日前日までにを行うこととし、事前に18に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前記5(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(第4号様式)と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面(保険証券)又は実績調書(添付様式1)及び添付書類を提出すること。
 - ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。)、福島県(福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。)、その他地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納入に係るものは契約書の取り交し後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。
- (6) 落札者の入金に係る入札保証金は、前記7(5)にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- (7) 落札者の納入に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属させるものとする。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない時は、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法について別途通知する。
- (3) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日前日までの間において提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により、令和6年8月29日(木)17時までに機構に説明を求めることができる。機構は東日本大震災・原子力災害伝承館ホームページに掲載する方法により回答する。

○質問の宛先 東日本大震災・原子力災害伝承館 企画事業部 事業課
電話 0240-23-4402
メール archive@fipo.or.jp

- (2) 入札書は簡易書留郵便により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の指名・連絡先の記載がない入札も含む)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (8) 鉛筆書きによる入札書

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記1」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納入は、落札決定日から6日以内に契約書を取交しの前日までにを行うこととし、事前に後記18に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から3日以内に契約保証金納付免除申請書(第5号様式)と履行保証保険契約を締結したことを証する書面(保険証券)又は実績調書(添付様式1)及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 落札者が過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。)、福島県(福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。)、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約締結をしないこととなる恐れがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方へ契約履行後に返還する。なお振込手数料は契約の相手方負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は機構が交付する契約書に記名押印し、落札決定日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、機構が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の締結は、両社が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約条項は、契約書（案）による。

17 その他

- (1) 前記4の提出書類を機構へ提出後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災等やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が前記3の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが明らかとなった場合には、当該入札者を落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該契約に関する事務担当

〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田 39
公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
東日本大震災・原子力災害伝承館 事業課 安藤
電 話 0240-23-4402
メール archive@fipo.or.jp

(別記 1)

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

2 くじの手順

(1) 入札参加資格確認申請書の受付番号順にくじ番号（0、1、2、3・・・）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 確認申請書の受付番号順にくじ番号を付与する。

A社（受付番号 1）・・・くじ番号0

B社（受付番号 2）・・・くじ番号1

C社（受付番号 3）・・・くじ番号2

2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452）

合計・・・ $123 + 072 + 452 = 647$

余り・・・ $647 \div 3 = 215$ 余り2

3 落札者の決定

落札者は、余りの数「2」と一致するくじ番号である「C社」となる。